

司法支援建築会議

名誉司法会員称号授与式、功労者表彰式、感謝状贈呈式の 開催報告

司法支援建築会議は2000年6月に会長直属の会議体として設置され、現在までほぼ13年経過しています。設立後10年以上経過したのを機に会議の目的達成や活動に多大な貢献をされた会議会員に名誉司法会員称号をお贈りすること、また司法支援建築会議の活動にご尽力いただいた方々に功労者表彰をすること、さらに長年会員として在籍された方々に感謝状をお贈りすることになりました。

昨年度の運営委員会において3回、制度の目的、対象者等について検討いたしそれぞれの制度の要領を作成いたしました。その後、運営委員会に選考委員会を設置し選考をいたしました。

その結果、名誉司法会員は5名の方に、功労者表彰は20名の方に、感謝状は201名の方にお贈りすることになりました。2013年5月15日13時から、司法支援建築会議の和田章会長が出席され、授与式が執り行われました。

以下に名誉司法会員称号、功労者表彰、感謝状をお受けになられた方々のお名前を掲載します。



名誉司法会員

司法支援建築会議運営規程第8条(名誉称号)

会議の目的達成に多大の貢献をした個人会員は、運営委員会ならびに学会理事会の議を経て名誉司法会員の称号を贈ることができる

(目的)

名誉司法会員称号は、司法支援建築会議(以下、会議という)の目的達成に多大の貢献をした会議個人会員に贈り、その功績を称えるものである。

(対象者)

会議に10年以上在籍した原則75歳以上の個人会員で運営委員会委員を退任した者若干名

岡田恒男 関沢勝一 鈴木計夫 平山善吉 山口昭一

(以上5名、敬称略)

功労表彰者

(目的)

功労者表彰は、司法支援建築会議(以下、会議という)の活動に多大の貢献のあった会議会員を表彰し感謝の意を表す

(対象者)

(1) 運営・事業等に貢献した者

(2) 長年にわたり本会推薦の鑑定人・調停委員等として貢献した者

有馬 賢 池永博威 井野 智 大井清嗣 柿崎正義 小林理市

斎藤賢吉 坂本 功 仙田 満 高幣喜文 田中淳夫 鶴田 裕

中川誠之 難波蓮太郎 藤波保夫 松原忠策 松本光平 峰政克義

矢作和久 山本康弘

(以上20名、敬称略)

感謝状贈呈者

(目的)

感謝状は、司法支援建築会議(以下、会議という)に10年以上在籍した会議会員に感謝状を贈呈し感謝の意を表する

(北海道地区)

荒谷 登 井野 智 駒木根洋一 谷 吉雄 中村仁司 橋本健一

(東北地区)

大村虔一 小野瀬順一 久我明一 柴田明德 田中礼治 三橋博三
吉野 博

(関東地区)

青木 繁 明智克夫 浅野美次 東 孝光 足立三吉 安藤正明
生田義昭 井口洋佑 池田耕一 池永博威 池之上允 石井一夫
石福 昭 石村孝夫 乾 正雄 井上勝夫 井元勝慶 上杉 啓
内山勝麗 江戸宏彰 遠藤勝勸 大井清嗣 大熊昌昭 大杉文哉
大竹比呂志 大森文彦 岡田恒男 沖塩莊一郎 柿崎正義 加瀬善弥
片岡省三 加藤 勉 鎌田元康 上村克郎 川口 衛 川邊一洋
岸 明 木村建一 紀谷文樹 楠山登喜雄 桑原文夫 小池迪夫
向野元昭 小島孝豊 小林紳也 小林理市 近藤照夫 斎藤賢吉
斎藤公男 斎藤孝彦 酒井寛二 坂本 功 桜井 忠 笹川和郎
佐々木雄二 佐藤博臣 里川長生 島津 護 島田喜男 嶋村仁志
白山和久 杉田 稔 鈴木秀三 関沢勝一 世良耕作 仙田 満
十代田知三 高橋 勝 高橋泰彦 田中淳夫 田中享二 田中元雄
田村明弘 津川恒久 鶴田 裕 寺本隆幸 土井幸平 徳永恵治
都甲栄充 直井英雄 内藤龍夫 中島康孝 長橋純男 中根 淳
中村雄治 夏目勝也 難波蓮太郎 西川孝夫 西村敏雄 畑中宗憲
早川 眞 平山善吉 深尾 仁 福澤栄治 福土勝夫 藤井 衛
藤波保夫 逸見義男 梅干野晁 本阿彌浩 牧村 功 間瀬惇平
松崎育弘 松原忠策 松本光平 松本洋一 峰政克義 宮坂公啓
宮崎吉英 宮原 宏 宮本慶中 村上周三 村上美奈子 安岡正人
柳澤孝次 矢野克巳 矢作和久 山口昭一 山本康弘 横田暉生
横田治彦 吉崎征二 吉田克之 若命善雄 和田 章

(北陸地区)

稲葉 実 岩瀬昭雄 榎本憲正 奥居稠朗 川上英男 高畠秀雄
高山 誠 中込忠男 松本芳紀 山下恭弘 吉田重雄 吉田繁治

(東海地区)

大澤徹夫 加藤幸治 竹下 繁 竹村喜次 谷川恭雄 成瀬治興
福和伸夫 本郷智之

(近畿地区)

青山幸夫 安達邦洋 岩崎好規 荒井 清 上谷宏二 勝丸文彦
川村政美 河野允宏 杉本朝男 助飛羅 力 鈴木計夫 瀬戸川葆
高幣喜文 辻 文三 坪田 收 豊辺弘也 中田啓一 中村恒善
榑崎正也 西岡利晃 西 邦弘 福嶋孝之 船越暉由 馬瀬芳知
松村耕四郎 三村浩史 八尾真太郎 山田 稔 吉見吉昭

(中国地区)

嶋津孝之 十倉 毅 中島晃司 南 宏一 村川三郎

(四国地区)

大谷英人 中田慎介

(九州地区)

小野弘美 河村博之 永田諄和 福島駿介 平居孝之 吉岡研三
渡邊俊行

(以上 201 名、敬称略)

司法支援建築会議全体会議 シンポジウム「司法支援建築会議のこれまでとこれから」 記 録

日時 2013年5月15日(水) 14時10分から17時

場所 建築会館ホール

司会 大森 文彦(運営委員/大森法律事務所)

記録 宇於崎勝也(運営委員/日本大学)

〈プログラム〉

1. 開会挨拶 上谷 宏二(運営委員長/摂南大学)
2. 基調講演 福田千恵子(最高裁判所民事局)
「司法支援建築会議は司法制度の中でどのように役に立っているのか」
3. パネルディスカッション「司法支援建築会議のこれまでとこれから」
 - (1) 今までの司法支援活動と今後の展望
仙田 満(元・運営委員長/東京工業大学名誉教授)
小野 徹郎(前・運営委員長/椙山女学園大学)
 - (2) 支部における司法支援活動と今後の展望
井野 智(北海道支部運営委員長/北海道大学名誉教授)
岡部 功(東海支部運営委員/昭和設計)
高幣 喜文(近畿支部運営委員/タカヘイ建築技術研究所)
 - (3) 司法支援建築会議が裁判実務において果たしてきた役割
福田千恵子(最高裁判所民事局)
 - (4) 建設工事紛争審査会から、今後に期待するところ
梶原 輝昭(国土交通省土地・建設産業局建設業課)
 - (5) 会場からの質疑
4. まとめ・閉会 田中 淳夫(支援部会長/田中淳夫研究室)
5. 参加者数 130名

1. 開会挨拶 上谷 宏二

司法支援建築会議は設立より13年を経た。本日は委員の功績を表彰し、全体会議でこれまでの活動報告がなされた。今後の展望を見通す契機として「司法支援建築会議のこれまでとこれから」と題したシンポジウムを開催する。最高裁判所の福田課長から基調講演をいただき、パネルディスカ

セッションでは司法支援建築会議運営委員を中心に、これまでの経験をふまえて討論いただき、将来の方向性が浮き彫りにされることを期待したい。

2. 基調講演「司法支援建築会議は司法制度の中でどのように役に立っているのか」 福田千恵子

最高裁判所民事局は、全国の民事裁判の統計に基づき調査をしたり、施策の企画立案を行っている部署であり、建築関係訴訟についても統計分析や下級裁への情報提供等を行っている。本日は次の3点をお話したい。1) 建築紛争がどのような手続で解決されるのかという司法制度の概要、2) 建築紛争の解決に向けて建築専門家の関与がなぜ必要になるのか、また、どのように手続に関与していただくのか、3) 司法支援建築会議がどのような役割を果たしているのかについてである。

1) 建築紛争が生じるとまず当事者間の話し合いによる解決が模索されるのが通常である。当事者間で紛争が解決しにくい場合、中立的な第三者を交えて解決を図る。その際、訴訟、調停、裁判所外の話し合いの手続の3種類の手続がある。中心的なものは裁判所における民事訴訟で、当事者双方の言い分から裁判官が争点を確定した上で、証拠に基づき事実関係を認定し、その認定した事実法律をあてはめ、判決という形で紛争を解決するものである。また、中立公平な第三者が仲介して話し合いにより解決を図る手続がADR（裁判外紛争解決手続）である。運営主体に応じて司法型、行政型、民間型があり、司法型として調停、行政型として国土交通省や都道府県の建設工事紛争審査会、法律に基づく民間型として住宅紛争審査会などがあげられる。中でも「調停」は、裁判所が主宰し、運営に裁判官が関与する手続で、合意内容が記載された調停調書に基づき強制執行が可能となることが特徴である。

2) 建築紛争の訴訟の類型としては、第一に建築請負代金請求事件がある。典型例としては、業者からの請負代金の請求に対し、施主が瑕疵があるため支払わないとして争う事案である。第二に建築瑕疵損害賠償請求事件がある。典型例としては、建物の設計、施工に瑕疵があり、その結果損害が生じたとして施主が設計者や施工者に対して損害賠償請求を行う事案である。いずれも建物に瑕疵があるか否かが争点となることが多く、その場合、一般的な民事訴訟と比較して内容が難しく、建築瑕疵損害賠償請求については、訴えが提起されてから判決が出るまでの平均審理期間は約25.5か月と、一般的な民事訴訟の平均審理期間7.8か月に比べ大幅に長い。審理が長引く理由として、争点が多くなる傾向があることや施主にとって一生に一度の高額な買い物であるために感情的になりやすいという傾向があることも挙げられるが、大きな理由として、裁判所が争点を明らかにして判断するに当たり、建築の専門的知識が不可欠であるということがある。

建築の設計、施工における瑕疵の紛争においては、専門性の高い建築技術に対する知識だけでなく、建築関係の法規や業界の慣習をふまえて当事者の言い分や争点を理解し、図面や写真などの証拠から事実を認定することも必要である。しかし、裁判官がその事案において問題となっている建

築の知識を理解するのは容易でない。裁判所の方でも、訴訟の長期化に対して、建築事件を専門に扱う専門部・集中部の設置や司法研修所における建築関係訴訟の研修、ノウハウの還元などを行っているが、それだけでなく、建築の専門家から訴訟や調停において中立公平な立場から専門的知見を提供いただき、それを適切に取り入れて、紛争を解決することが必要である。

建築専門家には、訴訟における鑑定、訴訟における専門委員、調停における専門家調停委員の3つの方法で関与いただいている。まず、「鑑定」では、専門的な知識を有する第三者が鑑定人となり、裁判所から鑑定を求められた事項について学識経験に基づいて意見を述べる。裁判所は鑑定人の意見に拘束されないものの、鑑定人の意見は裁判の証拠として供される。ただし、時間と費用がかかり気軽に利用できない点に問題がある。そこで、より柔軟に裁判に専門的知見を取り入れるために、平成15年の民事訴訟法改正により、「専門委員」制度が新設された。この制度では、争点整理手続などに専門家が関与し、技術的な事項や専門用語の意味等について専門家が裁判官に説明して、争点を理解するうえでの助言ができる。ただし、鑑定とは違い、この助言は証拠にはならない。3つ目の方法として、話し合いによる手続（調停）に関わる「調停委員」がある。民事調停手続は、裁判官（又は調停官）1名と民事調停委員2名以上によって行われるが、話し合いの前提として当事者の言い分を聞き、紛争の要点をまとめて話し合う。建築紛争は請求金額も大きく、当事者の感情的な対立も激しいため、最初から調停が申し立てられるケースは多くない。ただし、裁判の途中で合意による解決の余地があると判断されれば、裁判所が調停に付すことが可能であり、司法支援建築会議から推薦された調停委員もここに関与いただくことが多い。仮に、調停で話し合いがうまくいかなかった場合であっても、専門家調停委員が専門的知見を活かして当事者双方の言い分を整理した結果は、その後の訴訟手続に利用されるために、早期の判断に資することとなる。

3)今や建築紛争の解決に建築専門家の支援が不可欠となっている。平成25年4月現在、建築関係の専門委員は全国で577名、調停委員は664名が選任されている。建物の瑕疵の有無が争われる事件においては、平成23年、24年ともに約半数の事案（44%）で専門委員または専門家調停委員が選任されている。もっとも、かつて、特に地方では、地元の建築専門家では当事者との利害関係があることもあり、中立公平な専門家が容易に見つからないことがあった。そこで、最高裁判所は建築紛争について中立公平な立場にあり多数の建築分野の専門家を擁している日本建築学会と協議を重ね、平成12年6月、日本建築学会に司法支援建築会議が設立され、その後、最高裁判所に建築関係訴訟委員会が設置された。そして、各地の裁判所において鑑定人、調停委員が見いだせない場合、各地の裁判所から建築関係訴訟委員会に鑑定人、調停委員の推薦依頼をし、建築関係訴訟委員会は日本建築学会に適任者の推薦依頼を行い、司法支援建築会議は適任の候補者を建築関係訴訟委員会に推薦するという鑑定人候補者の推薦スキームができた。これまでこのスキームによる鑑定人候補者の推薦は約100件にのぼる。平成23年9月からは専門委員候補者の推薦もしていただくよ

うになっている。なお、専門委員の推薦スキームは2通りあり、当該裁判所に具体的な建築訴訟が係属している場合、その事件に必要な専門委員を推薦いただくものと、特定の事件のためではなく建築分野の専門委員が当該地域に不足している場合に、建築分野の専門委員を確保するために推薦いただくものがある。専門委員は大都市に多く所在しており、地方の裁判所の事件への協力、関与が求められることもあるが、その場合、必要に応じてテレビ会議システムを利用するなどして専門委員の負担を減らすための運用も行われている。

このように、司法支援建築会議が裁判所の建築紛争解決に果たしている役割は大きい。

2. パネルディスカッション「司法支援建築会議のこれまでとこれから」

司 会 司法支援建築会議が建築紛争の解決に役立っているとご講演をいただきました。これは具体的な紛争の中で国民の権利や義務を確定することになり、その働きや意義はたいへん大きいものといえます。ここでは、司法支援建築会議のこれまでを振り返り、さらなる社会貢献に向けて今後の展望を考える契機について討議したい。まず、これまでを振り返ってご意見を伺います。

(1) これまでの司法支援活動

○仙田 満

建築雑誌 1999 年 4 月号の特集「建築と裁判」がきっかけとなり、司法支援建築会議の設立に向かった。1999 年 7 月 15 日に最高裁判所との第 1 回懇談会を持ち、建築紛争が増え長期化の中で解決への期間短縮のために何をなすべきかを議論した。紛争を速やかに解決するために裁判所に対して中立的な学会という立場での支援が必要であった。あくまで裁判所への支援として会員の中立性を求めた。建築紛争は設計から施工に至る建築活動のある意味で失敗の結果であるため、失敗から学ぶ必要があった。どのような問題が紛争に関わっているのかを追及する必要性が議論された。また、ドイツの裁判における鑑定を手本に、鑑定書は論文と同等な学術的な評価の対象とすることも議論された。この点はこれからも検討していく必要がある。

日本建築学会を社会貢献組織として考えたとき、会員が企業や大学から退職すると同時に退会してしまうことを受けて、企業や大学での人生の知見・経験を社会貢献としてさらに役立てて欲しいと、次のステージとして考えたいという面もあった。以降 13 年間の成果はさまざまであるが、学術的なガイドライン的なものの策定や書籍の発行などもあげておきたい。

○小野 徹郎

司法支援建築会議はその規程にもあるように、裁判所との協力関係の構築、調査研究にもとづく情報発信などが中心の活動でありそれぞれ対応する部会が設けられている。活動の成果としての「建築紛争ハンドブック」は、すでに建築紛争解決のバイブルとなっている。一方、司法支援建築会議

の地方会員からは活動の場がない、会議の情報も伝達されてこないという批判もたくさん受けてきた。最高裁判所からは地方裁判所と司法支援建築会議の交流促進が促されているという状況でもあった。司法支援建築会議の地方組織の充実に積極的に取り組んできたが、規程が地方での活動に対応できるようにはなっていなかった。そのため規程を改正し、地方会員の活躍の場、地方裁判所と学会組織との交流を深めることができるようになり、訴訟に関わる建築専門家の活躍の場が広がっている。東海、北海道、近畿では支部が設置された。なお、北海道の独自の活動は支部の立ち上げに大いに参考になった。裁判外紛争解決手段への関わり方も課題となっていた。ADRへの関与の道を拓き、日本建築学会が中立公正な立場として、どのような形で関わるのが適切かを議論した。規程を改正し、国が関与するADRへの協力が行えるようになった。今後も継続して会員の意見を伺いながら取り組んでいくことが必要である。さらに、原発事故に端を発する住居の価値の判断といった依頼も出てきている。もう一つの課題は、10年を経て会員の構成が変化していない点である。会員の増強、構成見直しによって、常置研究委員会から推薦を受けて、登録会員を増強し今日約360名が会員となっているが、十分ではない。情報発信が重要であるとの認識から、10周年を迎えたことを記念して、建築雑誌に特集を組み、10か月にわたって掲載した。最高裁判所との情報交換において現実の問題を直接議論するために、若手の会の立ち上げも行った。

(2) 支部におけるこれまでの司法支援活動

○井野 智

司法支援建築会議の北海道支部運営委員長をお引き受けし、支部設立に際して必要な手続きを行ってきた。また、現在、2013年度日本建築学会大会で開催される第5回建築紛争フォーラムの担当として準備を進めている。支部設立の経緯や実施してきた懇談会の内容はレジュメに詳しいが、札幌地方裁判所民事第3部（建築集中部）と日本建築学会北海道支部の連携は、司法支援建築会議の支部設立以前から調停委員として活躍された、故・長谷川寿夫先生が窓口となり、きめ細かな展開を図ってきた。現在は支部運営委員会がその役目を引き継いでいる。主な活動内容は調停委員、専門委員、鑑定人の候補者の推薦、札幌地方裁判所は日本建築学会のみに候補者を依頼することになっており、大きな責任がある。また、特色の一つとして年3回の地方裁判所との懇談会がある。懇談会では地方裁判所と日本建築学会から交互にテーマを決め講演とディスカッションを行い、うち2回は懇親会を通じて本音で議論できる場を設定している（詳細はレジュメに記載）。現在のメンバーは33名で8名はまだ選任されておらず、内訳はレジュメの通りである。建築訴訟の大半は金銭がらみであり、実務経験者の出番が多くなる。調停委員候補者の推薦にあたっては、日本建築学会会員に限らず適任者を推薦し、任命後に日本建築学会入会と司法支援建築会議の会員手続きを促しているのが現状である。調停において北海道支部では原則として建築専門の調停委員2名があたっている（大規模な場合、3名とするような意見も出ている）。積雪寒冷地特有の問題も多少はある

が、これは建築紛争フォーラムで議論したい。

○岡部 功

実務の立場で当初から関わっている。東海では以前から地方裁判所と調停委員の間で調整が図られ、組織化が必要とされていった。建築関係の調停委員の選任数は平成 10 年に 10 名、12 年に約 20 名、14 年に 30 名ぐらいと増え、名古屋地方裁判所からは裁判所との連携のために組織化強く促されていた。当時の調停委員によって平成 15 年に組織化がなされ、民事調停委員等建築担当者連絡会が設立された。これ以降、弁護士会に依頼しての調停委員に対する研修、仲間同士の実務研修会、見学会、親睦会などを実施してきた。現在、計 35 名が登録している。あらかじめ調停委員としてどのような事件が担当できるかのアンケートを行い、調停や鑑定で対応できる得意分野を抽出、地方裁判所に提出し、その内容を参考に選任が行われている。レジュメの「名古屋地方裁判所における建築事件担当調停委員と裁判所との関わりについて」は、2002 年から 2011 年にかけての活動で、名古屋地方裁判所の裁判官と書記官、弁護士会代表者、調停委員の代表者各 3 名で建築訴訟問題連絡協議会準備委員会を設置し、2003 年に建築訴訟の問題点の審理モデルの検討、制定を行い、毎年連絡協議会を実施して、2008 年に審理モデルの改定版の制定を行った。2010 年、名古屋で司法支援建築会議の支部設置ができないかとの議論が始まり、小野先生、名古屋地方裁判所裁判官、建築事件担当の調停委員の三者による建築関係協議会準備委員会が設立され、調停委員が参考になる話が伺いたいと研究会を立ち上げて、年 2 回のペースで実施している。研究会は当初 RC 造や S 造の訴訟上の瑕疵の説明などから始まったが、その後、自由な討論の中で裁判官の考える疑問点や調停委員が考えていることに対して、司法支援建築会議会員から指導いただくのが中心となっている。研究会のまとめの位置づけにある協議会は年 1 回開催している。裁判官が疑問に感じていることを素直に質問いただける場をつくることを考えて運営している。昨年度の協議事項はレジュメの通りであり、この際には北陸の裁判官にも参加いただいている。実務家には難しい面も多いので、司法支援建築会議の会員の協力を期待している。

○高幣 喜文

近畿支部において司法支援建築会議支部のできる以前と以後の活動状況を紹介する。レジュメには活動概況として示している。活動状況の概要は大阪大学の鈴木先生が建築雑誌 2011 年 9 月号で報告しているものを参考にし、改めて裁判所へのヒアリングを行った結果をふまえて報告する。司法支援建築会議以前から大阪地方裁判所では建築訴訟に関する調停部（現在、第 10 民事部）があり、医療や知財などに関する調停案件を受け持つ専門部があった。建築訴訟関係の調停に関しては、建築家協会、建築士会、事務所協会などの実務団体からの推薦によって調停委員となっていた。近畿支部では阪神・淡路大震災前後で建築紛争の処理件数が大きく変化し、以前は大型の建築紛争が

中心で建設工事紛争審査会によって主に処理されていた。震災後は、小規模な住宅等の瑕疵の紛争が増え、日本建築学会近畿支部の中でも建築法令関係の研究が必要とされていた。この結果、構造法令専門者対象者研修会が昭和 62 年から毎年開催され常に 300 名が参加しており、非常に熱心に訴訟関係の研究がなされていた。司法支援建築会議発足後、2001 年 4 月に大阪地方裁判所の調停部が建築集中部となり、裁判所からも建築訴訟に関する専門知識を勉強するため講師派遣依頼が始まり、懇談会として毎年開催されている。裁判所からは 20 数名（裁判官、書記官）が毎回参加している。その後、司法支援建築会議会員から調停委員、専門委員、鑑定人が正式に推薦される形となった。大阪の場合、調停委員会は、法律専門家 1 名と建築専門家 1 名と裁判官 1 名により構成され、争点が多岐にわたると適宜専門委員を追加して調停を行っている。現在、調停委員としては法律家 75 名、建築関係 69 名、不動産鑑定士 28 名、医師 21 名が所属している。裁判所は各団体に公平に割り振りをしているようである。また、委員のうち大学の先生は専門特化していることから、争点がより専門的な案件に参加いただいている。調停委員の専門分野は裁判所がアンケートをとり、その結果にもとづいて裁判所が適宜選任している。近畿支部として講演会「建築紛争の現状と課題」の実施なども担当しており、これまで 4 回を開催している。

(3) 司法支援建築会議が裁判実務において果たしてきた役割

○福田千恵子

これまでを振りかえっての意見のうち、鑑定人の推薦は先ほど述べたので省略する。司法支援建築会議支部との連携の経緯や内容も今、他のパネラーの先生方からお話があったとおりである。名古屋、札幌の地方裁判所に連携の状況について聞いたところ、大変役立っており、いろいろな面で助けていただいているという回答をいただいている。特に、事件で困ったことがあったときに気軽に相談できる窓口となる先生がいてくださるのでありがたいと聞いている。裁判所は建築紛争のどの分野が問題となるかは分かるが、どの先生を選任すれば一番よいかまでは分からないことが多い。大卒の得意な分野は把握しているが、個別具体的な事案になるとどの先生が適任かの微妙なところが必ずしも分からない。しかし、ここでうまくマッチングしないと途中から別の専門家の先生に加わっていただくことになり審理が難しくなる。専門分野の合致した先生に初めから関与していただくことが望ましい。名古屋、札幌の地方裁判所では、この点を気軽に相談させていただきうまくいっている。協議会等への講師派遣については、各地の裁判所で開催する協議会や勉強会に専門家の先生を派遣いただき、建築に関する基礎知識の習得に役立っており、裁判官が気軽に質問できる良い機会にもなっているようである。

自分の経験の中で訴訟において専門家に助けていただいていたありがたかった例を述べる。訴訟は当事者の言い分から争点を確定し、証拠調べをするという手順になっている。一般的な民事訴訟では、裁判官は経験則から証拠や主張に関して勘所があり、判断に必要な証拠について当事者と議論を行

いながら争点整理を行っている。ただし、建築訴訟のように、当事者（代理人）や裁判官に専門知識が必ずしも十分にない訴訟では、判断に必要な資料や証拠が提出されないまま審理が進んでしまう恐れがある。自分の経験した事件でも、途中で専門家に加わっていただき、判断に必要な証拠に関する助言を受けたことにより、適切に審理が進められたことがある。法律家同士だけでは証拠を出し切れていない例もあり、建築専門家の助力が必要である。

○司 会 ここからは今後の展望を伺いたい。期待することも含めて意見交換を行います。まず、建設工事紛争審査会事務局の国土交通省の梶原さんからお願いします。

(4) 建設工事紛争審査会から、今後期待するところ

○梶原 輝昭

中央建設工事紛争審査会とは何かということからお話する。建設業法に根拠を持つ行政型のADRである。法律上できる仕事は限られており、建設工事の請負契約に関する紛争の斡旋、調停、仲裁を行う権限を有するとされている。設計・監理業務の委託契約の紛争のみが問題になっている場合は関与できない。国土交通省に中央、各都道府県庁に都道府県審査会が置かれ計 48 審査会がある。中央は国土交通大臣の許可を受けている建設業者が当事者となっている紛争を扱うのが原則である。裁判所の地方裁判所と高等裁判所のような関係にはなく、それぞれが独立している機関である。昭和 31 年に建設業法の改正を受けて設置され、今年で 57 年目になる。平成 23 年度、新規申請件数は中央が 41 件、都道府県 47 県の合計で 123 件である。業界内の位置づけは、建設工事の請負契約約款に端的に表れているが、建設業法 19 条に請負契約を書面にして交換するという条文がある。契約書に記載すべき事項として、1 項第 14 号に「契約に関する紛争の解決方法」がある。これをふまえて旧四会連合約款 34 条「紛争の解決」では紛争当事者が第三者を選べればよし、そうでなければ建設工事紛争審査会の斡旋もしくは調停により解決を図るとされている。このような経緯で紛争が起こった際に、業者にとって最初に目に入り、相談するところが建設工事紛争審査会となる。もちろん直接裁判所の民事調停や訴訟でも問題はない。契約上の約束であり、まず電話で事務局への相談ということもある。

ADRの歴史は昭和 26 年に民事調停法が制定され、裁判所における紛争解決手段として調停が位置付けられている。昭和 31 年に建設工事紛争審査会が発足、昭和 45 年には公害等整停委員会が発足し、ADRの中では建設工事紛争審査会は草分けであると評価されている。関連して平成 12 年に住宅紛争審査会が発足、これは品確法にもとづく性能評価（任意の制度）が付けられている住宅、瑕疵担保法にもとづく瑕疵担保保険を付けている新築住宅の工事請負、売買契約に関する紛争の斡旋、調停、仲裁について住宅紛争審査会でも扱えるようになっている。この部分は建設工事紛争審査会と住宅紛争審査会は競合関係にあり、どちらを利用するかは紛争の当事者が選ぶことにな

る。建設工事紛争審査会は 50 年の歴史と建築専門家の充実、一方、住宅紛争審査会は申請手数料が安価（1 万円）である。事務局としてはどちらが良いかよく勉強して選ぶように申し上げている。平成 13 年に司法制度改革の審議会意見書で、裁判の迅速化が提言され、あわせて ADR への意見も示された。「ADR が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべき」とされたことから、ADR 制度の拡充につながり、平成 15 年、仲裁法、平成 16 年民間事業者が ADR を行う手続きの根拠法として ADR 法が整備された。平成 23 年には原子力損害賠償紛争解決センターが ADR として活発な活動を始めて設置から 2 年で、すでに 2000 件の和解を成立させている。

建設工事紛争審査会の平成 23 年度の新規申請件数は 164 件である。紛争処理手続き別に見ると、斡旋（15%）、調停（71%）、仲裁（14%）となっている。斡旋、調停は裁判所の民事調停に近く、紛争当事者間の話し合いによって和解（示談契約）し、斡旋は弁護士の斡旋委員 1 名、調停は主任の法律の委員 1 名、建築専門委員 1 名、法律または公務員経験者 1 名の 3 名で話し合いを促進している。仲裁は私設裁判所として、裁判を受ける権利を互いの合意の上で放棄し、第三者の判断に委ねて争いを立てない合意（仲裁合意）がある場合に、あらかじめ定めた仲裁委員の判断に従うというものである。工事の種類別で見ると、建築工事に関する事案は 164 件中 130 件（80%）に達する。残りは土木工事と純粋な法律論となる。建設工事紛争審査会は原則 15 名以内の委員から構成されており、個別の事件を担当するために特別委員を置くことができる。委員および特別委員は人格が高潔で見識の高い者のうち国土交通大臣または都道府県知事が任命することになっている。その身分は非常勤、一般職の公務員、任期 2 年となっている。委員に任命された段階で候補者リストに載った状況となり、個別の事件ごとに担当委員に指名され、そこから審議が始まる。候補者名簿はホームページでも公開している。中央は 172 名の委員を任命している。多くの事件に対応できるよう、広め、多めに委員への就任を依頼し、個別の事件に対して指名している。都道府県では委員、特別委員あわせて 660 名となっている。構成は建築の委員が 37% である。建築専門家の関わりは、建設工事紛争審査会で調停委員等となつていただくことが前提である。主役は委員であり、建築専門家としての委員の発言が審査会を主導する。専門委員の制度はなく、鑑定人もごく狭い分野を対象に行い非常に稀である。

中央では司法支援建築会議会員の先生方で既に委員に任命されている方もおられるが、都道府県の建設工事紛争審査会事務局に事前に訊ねてみたところ、ほぼ 100% が司法支援建築会議を初めて聞いたとの回答である。これまでは中央でもそれほど密接な関係もなく、地方での認知度が低い状況はやむを得ないと思われる。年によっては新規の申請がない県もあり、3 大都市圏に事件が集中しているといった実態もある。特別委員を置いている都道府県審査会では、建築専門家にできるだけ多く委員に就任いただくと心強い。稀ではあるものの想定外の専門分野の違う論点が出てきたときに鑑定を行う必要もあり、相談に乗っていただければ事務局も救われるものと思う。

(5) 司法支援活動の今後の展望と期待

○仙田 満

レジュメに記載したように、1) 司法支援建築会議の支部組織の拡充、2) 要望でもあるが、地方裁判所の建築専門部（集中部）は4 地方裁判所に設置されているに過ぎず、医療に関する 10 地方裁判所に比べてまだ少ない状況にあることから、今後増やす必要がある、3) 建築士は得意分野を認定しているが、弁護士会にも弁護士の得意分野の認定をして欲しい。司法支援建築会議の問題として、4) 発足時点から 60 歳以上が中心であったが、若い世代、現在 60 歳ぐらいの方に入会いただく。ただし、システムとして難しいことが課題である。5) 建築紛争を研究対象とすべきである。40 歳から 50 歳代のこの研究分野の研究者を育てる。大学でも失敗の科学を事例とし、学術研究対象として研究を行う、6) 学会がもっと ADR に積極的に取り組むべきで、弁護士会と協働して日本建築学会が主導して立ち上げる。7) すべての建築紛争を 2 年以内に解決するという、時間的目標があつてよいのではないか。瑕疵がある紛争は長期化しており、関わる当事者にとって経済的、心理的負担を軽減するためにも早く解決する必要がある、8) 裁判所も裁判官ほかの異動があるために、関係性の維持を見据えて考えていく必要がある、9) 設計・生産の諸問題の中でガイドラインを示す、契約の書面化がなされていない紛争が 50% を超える実態を受けて、先進国の中では極めて異例な状況であることや重要性についてもっと日本建築学会として発信していく。設計・生産の契約書の重要性を訴える。

○小野 徹郎

レジュメに 5 点をあげている。1) 司法支援建築会議の組織として会員の若がえり、さらに矛盾するようでもあるが年齢上限の撤廃を申し上げる。訴訟において、さまざまな判断には建築に関する経験が必要であることをふまえて年齢のバランスをとったうえで真の活性化を目指す、2) 一般の日本建築学会の会員には司法支援建築会議の活動内容が十分に伝わっていないことをふまえて、情報発信能力の強化、3) 建築訴訟関係の研究の発展と充実、評価システムと公開システムの議論が必要である、4) 大都市圏に訴訟が集中している中で、名古屋地方裁判所には集中部が設置されておらず、その司法側の強化を含めて充実を望む、5) 国が関与する ADR に協力することになり、司法支援建築会議会員の協力により、さらに次の拡充ステップへ進むべきと考えている。

(6) 支部の代表として今後の展望と期待

○井野 智

調停委員としていろいろな事件に関わり、学生にたまにする紛争に関する講義はよく聞いてもらえた。建築紛争事件の迅速公平な解決もさることながら、未然に防止する役割も重要である。これまでは自分たちの携わった事件を整理してこなかったが、現在、建築紛争フォーラムの実施を機に

まとめ始めている。公表を前提にしてテーマの範囲を定め資料の収集をはかりたい。なお、北海道は広域であるが、司法支援建築会議会員のほとんどは札幌在住であり、メンバーを北海道全域に広げていきたい。

(7) さらなる議論に向けて

○司 会 調停委員や鑑定人は欧米では専門家中の専門家として社会的に尊敬されているが、日本ではいかがか。今後どうしていけばよいのか意見があればお願いします。

○仙田 満

司法支援建築会議の立ち上げの時から「学術の場」の議論はあった。一方で、紛争の現場には立ち入りたくないという議論も見られた。学会は社会的なアンパイヤとしての立場が重要で、ドイツでは鑑定書は学術研究書として評価され、研究実績となっている。学術研究の評価と教育の部分で、建築家は失敗から学び、どうしたら訴えられない設計ができるかを考えるべきである。日本の設計学の中での倫理観や設計、建築の技術的な倫理がなかなかオーソライズされていない点が問題である。多くの出版物を発行し、この分野を学術的に高めることが結局地位を高めることにつながる。

○司 会

個人的には表彰なども大事な制度と考えています。最後に、梶原さんに将来的、全般的に司法支援建築会議をより良い制度としていくために国土交通省との情報交換は可能かどうかを伺います。

○梶原 輝昭

審査会には事務局があり、中央では私が窓口になる。意見交換をさせていただければ願ってもないことである。

○司 会

司法支援建築会議に激励または喝を入れていただければ有難いのですが。

○福田千恵子

司法支援建築会議には裁判手続への専門家の推薦をしていただき感謝している。今後も良好な関係を続けていきたいと考えているが、現状は設立当初からの関係者が多いので、将来的な世代交代をにらんで、若い世代の協力をお願いしたい。

○梶原 輝昭

特別委員の就任要請があった場合にはぜひこれに応えていただきたい。地方で個別に適任者が見つからなければ司法支援建築会議に推薦をお願いできればありがたい。めったに申請のない地方の委員構成は建築専門家が少ないこともり、関連団体の役員に社会貢献としてメンバーに入っている実態もある。鑑定を検討せざるを得なくなったとき、地方から相談があった際に適任の方を推薦いただければと考える。

(8) 会場からの質疑

○質問：上谷 宏二

司法支援会議の活動を定期的な刊行物として出版できないか。学会の求められるものとして、専門性の高い駆け込み寺的な部分と、判例などのよくある問題に対するアウトプットの安定化がある。社会的に発信することでアウトプットを磨くことが考えられないか。

○小野 徹郎

判例集は一般的な既刊もあるが、建築紛争に関する判例を集めての情報公開は司法支援建築会議でもデータの入手は難しい。松本先生が主催する部会では、鑑定・調停実績データベースを公開している。最高裁判所の要望のもとついで分析、公開した例がある。出版物は経費の関係もあり簡単には回答できない。レジメには私も訴訟研究の発展と充実と記載しており同感の部分もある。

○柿崎 正義（運営委員会普及・交流部会長）

東京地方裁判所民事 22 部の歴代の判事によって、「建築訴訟」上下 2 巻が既に刊行されている。

○質問：柿崎 正義

40 歳から 50 歳代の研究者、後継者を積極的に育てるべきではないか。

○仙田 満

研究者は研究課題が極めて重要である。日本建築学会はADRに積極的に取り組むべきであると考えている。例えば、日本と海外の紛争解決のシステムに関する比較研究、海外のADRにおける専門家の役割、学術書の役割などを研究すべきと考えている。若い人たちに科学研究費補助金などを用いて研究実績となるよう挑戦してほしい。その結果、日本建築学会内でもオーソリティーが育つと思われる。

○質問：本郷 智之（(株)日建設計名古屋 監査役）

専門委員も事案によっては複数名制にしてはどうか。私の専門委員の経験として、ひとりでの判断でも偏ってはいないと思うが、古い技術なのではないかとの懸念もある。複数名とすることで、より公正な判断になるのではないかと思う。

○岡部 功

名古屋地方裁判所では専門委員に対して、裁判所から事前に資料の確認があり、複数名の要望があれば2名（例えば意匠と構造など）で対応している状況がある。

○高幣 喜文

大阪地方裁判所は専門委員においても専門外であることを申告すれば、2名を選任している。

○福田千恵子

専門委員は1名と決まっていはいない。複数名の選任も可能である。

○質問：神田 順（日本大学教授）

建築紛争解決には時間がかかるとのことですが、司法支援建築会議の活動が本当に時間の短縮に貢献しているのか。

○福田千恵子

建築訴訟に関する正式な統計は平成16年4月から取り始めた。それ以前からどの程度短くなっているかは分かりにくい。過去の文献によると、東京地方裁判所の平成11年3月から12月までのサンプル調査では平均審理期間は31.5か月、平成22年の東京地方裁判所の瑕疵の主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は22.8か月となっている。対象となっている訴訟類型が厳密には同じではないという問題はあるが、短縮化していると思われる。この成果の背景には、司法支援建築会議のご協力があると考えている。

○仙田 満

司法支援建築会議の立ち上げ時には、裁判所でデータがとられていなかった。日本建築学会の協力にあたって、どの種類の紛争が多いのか統計データが重要であると申しあげた。医療分野ですでに以前から統計がとられていた。

○質問：中川 誠之（中川誠之建築設計事務所代表）

九州では経費面や人的面で支部設立が難しいという返答を支部からいただいている。本部から働きかけや支援はいただけないか。

○小野 徹郎

支部組織の立ち上げにあたり、東海支部が最初であったが、同時に最高裁判所から九州での設立の要望があった。当時、学会九州支部からまだ対応できない旨の返信をいただいたが、その後も最高裁判所から九州でという要望が寄せられている。本部からの支援もちろん考えるが、九州支部でキーマン（旗振り役）をお考えいただきたい。

○中川 誠之

2度ほど支部に質問をしたが、支部長から正式な書面回答として、当面は無理とお答えをいただいている。まず、足がかりとなる地方裁判所と調停委員との懇談会などを始めていただきたい。地方では情報が少なく、裁判所と委員のやり取りによっては次の鑑定や調停に活かされることも多い。順序を踏んでいくことを考えたい。

○質問：河村 博之（九州産業大学名誉教授）

九州で専門委員を務めた事案で、最高裁判所でも鑑定書の提出を求められた。東京には人材も多いので司法支援建築会議に鑑定書の依頼をしてはどうかと話を向けたが、頼んでいただけなかった。東京で依頼しない理由として改めて選任すると費用、年数がかかることや、実際には判決文を出しながらない裁判官もおり、半数以上の裁判官がそのような傾向にあるように思う。

逆に、利害関係で勝てばよいという弁護士もおり、自分の弁護に不利になることを一度言われると次から忌避する弁護士がいる。福岡の建築関係の弁護士として一番詳しいとされている弁護士が、最初から鑑定人の候補者リストに入れないのが得策というような教育をしている。これは、鑑定人候補者として氏名が上がるとその人ではなぜダメなのかの理由を書かねばならないから、候補者になる前に「その人はダメですよ。ほかに頼んでください」ということで裁判所で回避されることもある。

○司 会

そろそろ時間ですので、まとめをお願いいたします。

4. まとめ・閉会 田中 淳夫（支援部会長/田中淳夫研究室）

これまでの講演会等でも司法支援建築会議に対する多岐にわたる指摘があり、簡単にはまとめられない。私も10年ほど関係してきたので、振り返りながらまとめをしていく。建築紛争の特徴と

して、裁判官や弁護士が建築の本質を分かっていないという実態がある。裁判官や弁護士とはこれまでもいろいろな話し合いを通じて溝を埋めようとしてきた。建築は多様なものであるが、裁判官や弁護士はできあがったものを判定し、白黒つけることが仕事である。日本建築学会関係者は多様性のあるものをつくっていかうとしている。新たにつくるものの指針づくりをしている。多様性の中でこれしかないという判断は示していない。できるだけ良いものをつくるというスタンスである。私が関わった鑑定事例からいえば、溶接の欠陥があるものの、計算の結果、常識的な耐震性からすると危険ではないという鑑定書を提出したところ、弁護士からは建築基準法に反する不良建築を推進するのと言われたことがある。建築物は個別の生産品であり、いろいろな性能があり、簡単なひとつの判断では決められないことを、建築関係者は理解しているが、司法関係者（裁判官、弁護士）は理解してくれない。さまざまな話し合いや研修を行ってその距離感を縮めようとしているが難しい。学会の指針類は基本的に新築の構造物、建築物が対象であり、判例でどのように扱うかは建築関係者と司法関係者では差がある。建築は建ちあがった結果として紛争となるため、さまざまな事例があり、一般的な研究の対象にはならない。

今後の展望として若手の活用（2年前に司法支援建築会議会員の高齢化を認識）があり、常置委員会からメンバーを加え若返りはしたがまだ十分ではないこと。地方における司法支援建築会議の連携もあるが、活発にやっていけるかは地域により地方裁判所との関係や連携の性格が違う（地方の事情）こと。ADRへの協力については、司法支援建築会議はこれまで裁判所との連携でやってきたが、1年半ほど前からADRへの協力が検討され、現在230ぐらいあるADRの中で国が関与しているものにとりあえず協力するところまでこぎつけた。地方において支部とADRの連携、協力は今後の検討課題である。

○司 会 これですべてのディスカッションを終了します（拍手）。

以上